

○学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範

平成27年3月1日

種別なし

(目的)

第1条 学校法人神奈川歯科大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）及びそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学で研究活動に従事する者をいう。

学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

2 この規範において「研究支援者」とは、本学の競争的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

3 第1項及び第2項については常勤・非常勤の区別なく適用するものとする。

(基本理念)

第3条 研究者及び研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におこななければならない。

- ① 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- ② 生命と人間の尊厳及び人権の尊重
- ③ 科学的又は社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- ④ 個人情報保護の徹底
- ⑤ 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- ⑥ 捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用及びその他の研究上の不正行為の防止
- ⑦ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（文部科学省策定）」等の指針、法令、本学の諸規程及び学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、

「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざん及び盗用等の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行ってはならない。

- ① 捏造 (存在しないデータ研究結果等を作成すること)
- ② 改ざん (研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること)
- ③ 盗用 (他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為)
- ④ 二重投稿 (同一の研究結果についての論文等 (投稿中のもの、受理されたものを含む) を二つ以上の審査機関等に投稿すること)
- ⑤ 不適切なオーサーシップ (研究成果の発表物 (論文等) の著者となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること (ギフト・オーサーシップ)、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと (ゴースト・オーサーシップ)、または当人の承諾なしに著者に加えること)
- ⑥ 査読における不適切な行為
- ⑦ 「学校法人神奈川歯科大学利益相反管理規程」に反する行為
- ⑧ 研究費の不正使用・不正受給 (学内規程及び関係法令を逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為)

2 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等 (以下「指導下にある研究者等」という。) によって行われることのないよう適切な措置を講じなければならない。

3 研究者は、第1項に規定する不正行為を行っていないことを証明するために、必要な資料、データ及び研究実施経過に関する記録 (実験ノート等) を、原則10年間保管しなければならない。

4 研究者は、研究活動において得られた研究データについては必要な場合には開示しなけ

ればならない。

- 5 研究者は、第3項で規定する研究に関する資料・データ及び記録が適切に保存されているかどうかについて確認を求められた際には協力しなければならない。

(研究費の不正使用の防止)

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、指針、法令及び本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

- 2 研究者及び研究支援者は、研究費の源泉が、省庁等の公募により競争的に獲得される競争的研究費、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

(不正行為を知り得た時の対応)

第9条 研究者及び研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

(研究成果の適切な発表)

第10条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

- 2 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(利益相反)

第11条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行わなければならない。

(公正な審査)

第12条 研究者は、競争的研究費、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行わなければならない。

- 2 前項の審査を行った研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

(指導下にある研究者等への配慮)

第13条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮

するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行うことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

(安全管理)

第14条 研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者はもとよりその他の本学構成員及び学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

2 研究で用いた廃液、薬品及び材料等は、法令及び本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

2 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、競争的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(改廃)

第16条 この規範の改廃は、不正行為対策委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規範は、平成27年3月1日から施行する。

この規範は、令和2年10月1日より一部変更実施する。

この規範は、令和4年3月1日より一部変更実施する。

この規範は、令和5年11月1日より一部変更実施する。